

秋の 全国交通安全運動

令和
8年 9月21日月～9月30日水

反射材 小さな光が 大きな安心

「光って 照らして ☆Let's do it☆」とは、
反射材を身につけ、車のライトを早めに点灯して、
夜間の交通事故を防ぐ運動のことです。



取手地区交通安全協会・取手警察署・取手地区安全運転管理者協議会

(このチラシは協会会員の皆様からお預かりした会費で作成しました。)

生活道路における 自動車の法定速度が 引き下げられます!!

※ここでいう「生活道路」とは、主に地域住民の日常生活に利用されるような、中央線がない道路のことです。

令和8年9月1日
改正道路交通法令施行

60 km/h → 30 km/h

以下の道路における自動車の法定速度は
引き続き60km/hです

道路標識又は道路標示による中央線又は車両通行帯が設けられている一般道路



道路の構造上又は柵その他の工作物により自動車の通行が往復の方向別に分離されている一般道路



高速自動車国道のうち、本線車道並びにこれに接する加速車線及び減速車線以外のもの

自動車専用道路



◆道路標識又は道路標示により最高速度が指定されている道路では、その速度が最高速度となります。例えば、道路標識により最高速度が40km/hと指定されている生活道路では、最高速度は30km/hではなく40km/hとなります。

16歳以上の方! 自転車の交通違反に 反則金!

令和8年
4月1日から



青切符
(反則通告制度)とは?

軽微な交通違反をしたとき、「反則金」を納めれば刑事手続に移行しないで事件が終結される。

青切符交付
の対象となる
違反の一例

携帯電話使用等(保持)

ながらスマホ
(通話・画像注視)

反則金 12,000円



遮断踏切立入り

警報器が
鳴っている間
遮断機が
閉じようと
している時

反則金 7,000円



自転車制動装置不良

・ブレーキなし
・ブレーキ故障
(前輪又は後輪でも)

反則金 5,000円



刑事手続
赤切符交付
の重大な
違反の一例

アウト!

飲酒運転



罰則
酒酔い
5年以下の拘禁刑又は
100万円以下の罰金
酒気帯び
3年以下の拘禁刑又は
50万円以下の罰金

あおり運転

アウト!



罰則
3年以下の拘禁刑又は
50万円以下の罰金

ながらスマホで
交通の危険を生じさせた

アウト!



罰則
1年以下の拘禁刑又は
30万円以下の罰金

基本的には現場で指導警告ですが、こんなケースは、青切符交付の対象になります。

違反を行う
交通事故の危険が高まる
青切符交付の対象



歩道徐行等義務違反

反則金 3,000円

違反を同時に
2つ以上



信号無視

反則金 6,000円

交通事故の危険が高まる
青切符交付の対象

車道進行時

車道通行時の
例外

横断歩道
進行時



「車両用信号」に従い、停止線まで止まる

「歩行者・自転車専用」の横があるときは、「歩行者専用信号」に従い、停止線まで止まる

「歩行者専用」に従い、歩道の直前で止まる

指導警告を
指導警告に従わない
青切符交付の対象



指定場所
一時不停止
反則金 5,000円



右側通行
(通行区分違反)
反則金 6,000円

自転車運転者講習

信号無視等の16種類の交通違反で、3年以内に2回以上検挙され又は、交通事故を起こしたとき、「自転車運転者講習」の受講が命じられます。

受講時間 3時間

手数料 6,150円